

議案第54号

財産を無償で貸し付けること（境港昭和地区埠頭用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平井伸治

1 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	境港市昭和町9番22ほか8筆	140,949.40平方メートル

2 相手方

境港市大正町215番地

境港管理組合

3 貸付期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで

4 理由

境港の港湾施設用地に供するため、引き続き境港管理組合に無償で貸し付けようとするものである。